

## 工事請負契約におけるスライド条項の運用について

飛騨市が発注する建設工事に関し、工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)および第6項(インフレスライド条項)について、以下のとおり運用することとしました。

### 工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となった時、請負代金額の変更を請求できる措置

#### 1. 対象工事

残工期が2ヶ月以上ある全ての工事

#### 2. 対象品目

鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料(品目毎の変動額が工事請負額の1%を超えるもの)

### 工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、請負代金額が不相当となった時、請負代金額の変更を請求できる措置

#### 1. 対象工事

2. (3)に定める残工期が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上ある工事

#### 2. 請求日及び基準日等について

(1)請求日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日とする。

(2)基準日:請求日を基本とする。

また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とする可とする。

(3)残工期:基準日以降の工事期間とする。

### 適用日

令和6年2月19日

### 運用基準

岐阜県の運用マニュアルに準ずる。